

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 201 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 20 秒です。

今回のテーマ： 科学研究費補助金の不正流用から学ぶこと

近年、科学研究費について複数の大学での不正流用が発覚しています。これを受けて文部科学省では、平成 19 年 2 月 15 日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を公表しています。

不正流用の類型と根本原因

不正流用は、「私的な使用でない不正流用」と「私的に使用された不正流用」に分けられます。

- ・「私的な使用でない不正流用」－ 資金をプールし、他の研究目的に使用
業者への架空仕入による支払、カラ出張などにより資金をプール
- ・「私的に使用された不正流用」－ 研究資金を個人的に使用
個人が負担すべき飲食費、旅行等の請求書、領収書を研究目的に改竄

いずれも、支出に対する牽制がなかったことが根本原因に挙げられます。

対策

不正は、以下の 3 つの条件が整うと起こりやすいという、「不正のトライアングル」が知られています。

- (1) 不正を行うための「動機・プレッシャー」があること
－ 研究費が足りない、お金が欲しい
- (2) 不正を行うことができる「機会」が存在すること
－ 誰も支出内容をチェックしていない
- (3) 不正を行うことが本人にとって「正当化」できること
－ 研究のために使用するので問題ない、他人も多かれ少なかれ行っている

「動機・プレッシャー」と「正当化」は個人的な要因が大きいです。が、「不正は許さないという環境」が学内に浸透していれば、個人的な誘引に対する大きな抑止力となります。

「機会」は内部統制の問題であり、学校が構築しなければなりません。

対策の一例としては、

規定の整備	<ul style="list-style-type: none">● 研究費の不正使用を禁止する規定を明確にする● 各責任者の責任範囲・権限を明確にする
適正な運営・管理活動	<ul style="list-style-type: none">● 物品を購入する際は、事務局にて発注検収を行うことを基本とする● 支払は会計部門から行う
情報の伝達を確保する体制の確立	<ul style="list-style-type: none">● 不正に関する通報を受け付ける窓口を設置する

お見逃しなく！

科研費等の不正が明らかになった場合スキャンダルとして報道され、学校の被る損失は計り知れないものとなる恐れがあります。各教員のモラルや倫理観、そしてコンプライアンスに対する意識の向上を図ることも重要です。